

秋の臨時国会へ

★ News 消費税率引上げ・再延期＝平成 31 年 10 月に

平成 28 年 6 月 1 日、安倍首相が消費税率の引上げ(8%→10%)時期を平成 31 年 10 月に延期し、軽減税率制度も、平成 31 年 10 月に延期したうえで導入する旨を表明しました。

消費税率引上げは、平成 24 年『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律』により、平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%となり、8%→10%は平成 27 年 10 月 1 日とされていました。

平成 27 年度改正で、8%→10%は平成 29 年 4 月 1 日に延期。平成 28 年度改正で、10%引上げ時に軽減税率制度を導入することが決定。

再延期は、7 月の参院選後、秋の臨時国会で関連法案を成立させる見通しですが、平成 29 年 4 月の引上げを前提としての他の税制改正・社会保障の施策等への影響を注視する必要があります。

★ News 第 190 回通常国会での法案成立は？

第 190 回通常国会は、6 月 1 日閉会しました。税制改正法案など内閣提出法案 56 本のうち 50 本、昨年の通常国会からの継続 9 本のうち 4 本が成立しました。

【社会福祉法・改正法案】… 平成 28 年 3 月 31 日成立・公布、平成 29 年 4 月 1 日施行
 ・内容＝評議員会の必置、評議員・理事・監事等の資格・職務・責任・権限の規定整備、財務諸表・現況報告書・役員報酬支給基準等の公表、特別利益供与の禁止等の他、一定規模以上の法人への会計監査人の導入など (→田中会計ニュースH27.6月号)

【民法・改正法案＝債権関係】… 不成立 (→田中会計ニュースH27.3月号)
 ・内容＝債権の消滅時効の統一化、法定利率の引下げ、保証人の保護措置など
 ・昨年の通常国会に続き、審議されることなく継続審議となりました。

★ News 「スイッチOTC薬の医療費控除の特例」…平成 28 年度税制改正で新設

これまでの所得税の医療費控除(所得控除)との選択制で、医療費控除の特例(スイッチ OTC 薬の医療費控除)が新設されました。

制度の趣旨	セルフメディケーション(自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体不調は自分で手当てすること＝WHO 定義)の推進 → 国の医療費の膨張を抑制
対象者	健康の保持増進のため一定の検診・予防接種等を受けている個人
対象となる支出	自己と、生計を一にする配偶者・親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品(※)の購入の対価
所得控除の額	年間 12,000 円を超える部分の額(補填された金額を除く) (88,000 円が限度)
適用期間	平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間

※ 医療用から転用(スイッチ)された OTC (Over the Counter＝カウンター越しの対面販売)医療品。
 (具体的な商品名は厚労省ホームページ)

【現行の医療費控除】

納税者が自己と、生計を一にする配偶者・親族等のために支払った年間医療費が 10 万円(所得 200 万円未満の人は所得×5%)を超えた場合、その超えた部分(補填された額を除く)を所得控除。(200 万円が限度)

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>